

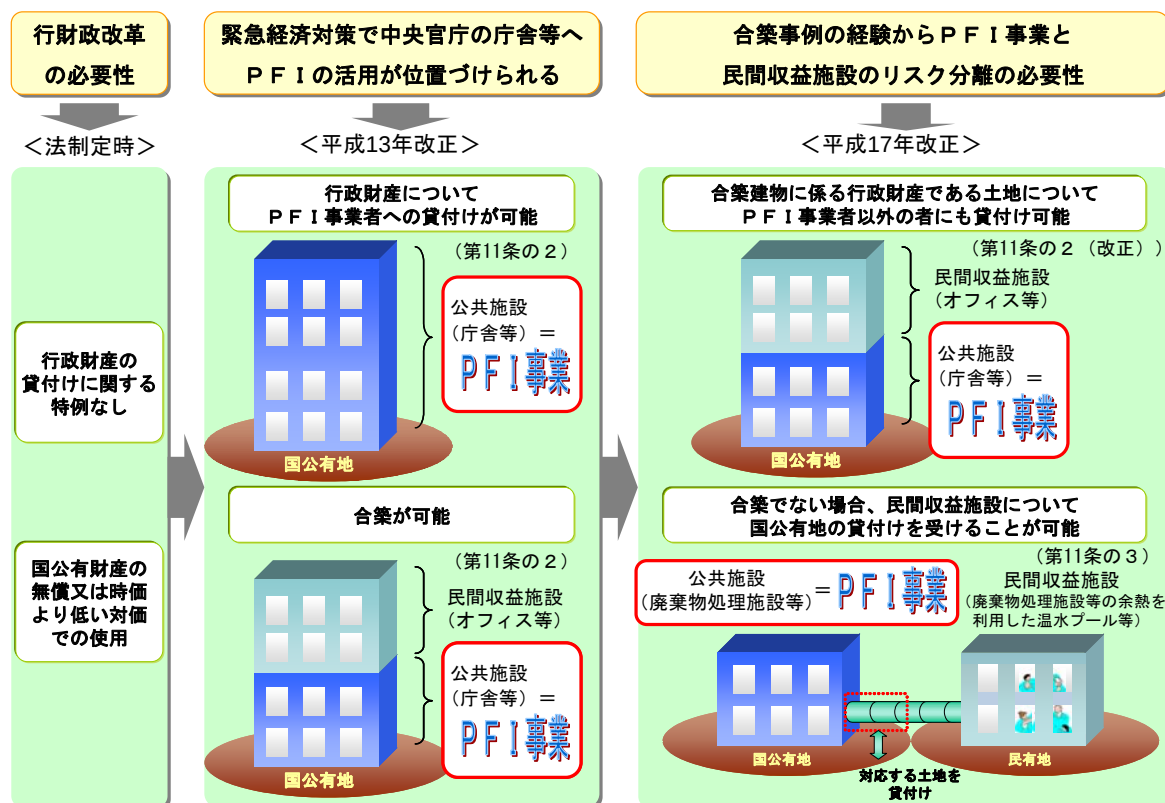
●国公有財産（行政財産）の貸付けの拡充

○公共施設等と民間施設との合築建物の場合（第11条の2関係）

平成13(2001)年の改正によりいわゆる合築についても行政財産の貸し付けが認められたところであるが、その後の合築の事例の経験等を踏まえ、PFI事業と民間収益施設に係わる事業とのリスクを分離する必要性から、例えば選定事業者との事業契約が解除された場合にも選定事業者から第三者に対する民間収益施設部分の譲渡等が円滑に進むよう、当該第三者に対しても行政財産の貸し付けが可能とすることとしたものである。

○合築以外の形態による民間収益施設の併設の場合（第11条の3関係）

合築以外の形態による民間収益施設の併設に係わる場合、従来は、行政財産の貸し付けは不可能であったが、今回の改正で特定施設（法第2条第1項第3号及び第4号に掲げる施設（公営住宅を除く）並びに第5号の政令で定める施設のうち第3号及び第4号に掲げる施設に準ずるものとして政令で定める施設、具体的には、熱供給施設、新エネルギー施設等が該当する）の設置の事業でPFI事業の実施に資するもの（PFI法では、「特定民間事業」と命名している）についても、選定事業者及び選定事業者から特定施設の譲渡等を受けた第三者に貸付け可能（再譲渡の場合も同様）としたものである。なお、公営住宅が除かれているのは、公営住宅につき民間収益施設として整備されることは制度上ありえないからである。



●民間事業者の選定に当たっての評価方法の明確化（第8条第2項関係）

事業実施主体（公共施設等の管理者等）は、民間事業者の選定を行うに当たっては、原則として価格及び国民に提供されるサービスの質その他の条件により評価を行うものとするが新たに規定されたものである（1-4-3 事業者選定方式、22 ページ参照）。

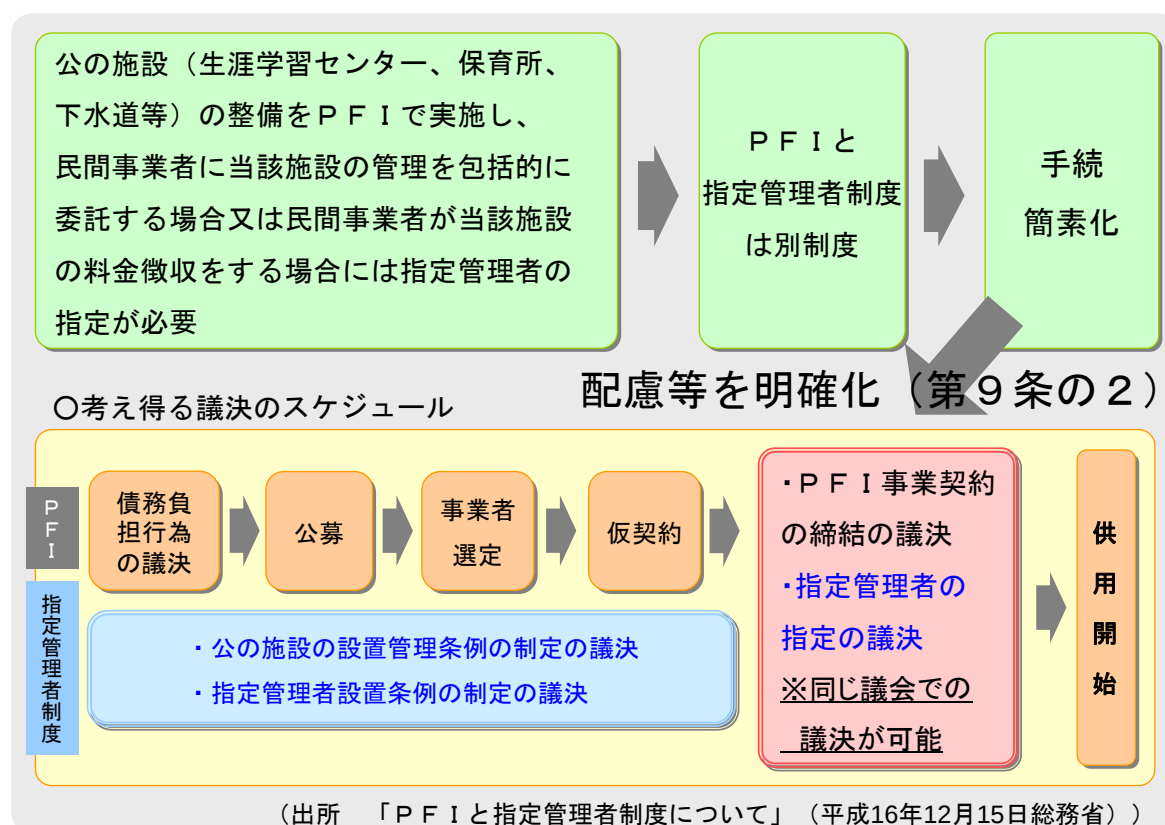
●その他の主要事項

○公共法人（独立行政法人を含む。）及び地方公共団体へのPFI法適用の明確化等（第2条第3項関係、第4条第7項関係）

独立行政法人にも適用されること、また地方公共団体がPFI事業の円滑な実施のために必要な措置を講ずることを明記している。

○PFI事業と指定管理者制度との整合（第9条の2関係）

地方自治法に基づいてPFI施設を指定管理者にゆだねる場合には、指定の期間等についてPFI事業の円滑な実施に配慮することを明記している。



○PFIに関する資料の公表等（第21条第6項関係）

PFI推進委員会がPFIに関する資料の公表に関し必要な措置を実施することを明記している。

○PFI法の少なくとも3年ごとの見直し（附則第2条関係）

PFI制度については、同制度の先進国である英国等においても、継続的な制度の見直し、検討が行われているところであり、我が国においても不断に見直し、必要な法的

措置を講ずることとしたものである。

○段階的事業者選定方法の導入等の検討を明記（附則第 3 条関係）

段階的事業者選定方法の導入等の検討については第 3 章 3-1-2(3)（106 ページ）を参照されたい。

（3）基本方針

平成 11（1999）年 9 月の PFI 法の施行を受け、内閣総理大臣が、各省各庁の長と協議するとともに、PFI 推進委員会の議を経て、平成 12（2000）年 3 月 13 日に総理府告示第 11 号として、PFI の理念とその実現のための方法を示す基本方針を策定した。基本方針は、PFI 事業を進めるに当たっての基本的考え方や、その具体的な実現に当たっての留意事項が示されている。なお、基本方針は、国等が事業実施主体（公共施設等の管理者等）として行う PFI 事業について主に定めているものであるが、今回の改正で地方公共団体は基本方針を勘案したうえで、必要な措置を講ずることが明記された。

（4）ガイドライン

PFI 事業を実施する上での実務上の指針として、5 つのガイドラインが示されている。それぞれのガイドラインにおいて、国が PFI 事業を実施する場合、PFI 法及び基本方針にのっとり、ガイドラインに沿って PFI 事業を実施することが望ましいこと、また、ガイドラインは、国以外の者が実施する PFI 事業においても参考となり得るものであることが明記されている。

ア 「PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン」（平成 13（2001）年 1 月）

PFI 事業の発案から終了までの PFI 事業の実施に関する一連の手続きについて、7 つのステップに分けてその流れを概説するとともに、それぞれの手続における留意点を示したものである。

イ 「PFI 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」

（平成 13（2001）年 1 月）

PFI 事業におけるリスク分担等を検討する上での留意事項等を示したものである。

「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」との考え方に基づくことに留意が必要であること等が記載されている。

ウ 「VFM(Value For Money)に関するガイドライン」(平成 13(2001)年 7 月)

特定事業の選定等に当たって行われる VFM の評価について解説したものである。

VFM 評価の基本的な考え方等が示されているとともに、VFM 評価における留意事項と

して、リスクの定量化、適切な調整、現在価値への換算、評価結果の公表等について記載されている。

エ「契約に関するガイドライン」(平成 15(2003)年 6 月)

事業契約の主たる規定の概要、趣旨、適用法令及び留意点等を解説したものである。

事業実施主体（公共施設等の管理者等）は、PFI 事業に係る契約の安定性の確保の観点から、選定事業者、コンソーシアム構成企業等多数に及ぶ PFI 事業の関係者に与える影響にも配慮しつつ、継続的かつ安定的な公共サービスの提供等を実現する PFI 事業契約の規定について検討する必要があるとしたうえで、施設の設計及び建設工事に係る事項、施設の維持・管理、運営に係る事項、「サービス対価」の支払等について記載されている。

オ「モニタリングに関するガイドライン」(平成 15(2003)年 6 月)

PFI 事業においてモニタリング（監視）を検討するうえでの留意事項等を示したものである。

モニタリングの基本的考え方、実施方法、適正な公共サービスの提供がなされない場合の対応方法、モニタリング実施の観点から必要な測定指標のあり方等が記載されている。

1-4-2 支援措置等

(1) 税制

税制上の特例措置としては、個別の事業を所掌している省庁により逐次分野別の特例措置が拡充されてきている。具体的には、①港湾公共荷さばき施設等（コンテナ荷さばき施設）、②一般廃棄物処理施設、③国立大学の校舎について、固定資産税、不動産取得税、都市計画税の課税標準を二分の一とする特例措置が講じられている。さらに、平成17（2005）年度の税制改正でアプリアリに分野を特定せず、BOTプロジェクトであり、公共代替性が強く民間競合のおそれのないもの等一定の要件を満たすものについて、分野別特例措置と同等の税制上の特例措置が認められた。

●分野横断的な特例措置（内閣府）

- ・公共代替性が強く、民間競合のおそれのないもの。なお、平成 17（2005）年 6 月の関係省庁連絡会議申し合せでは、具体的例として以下のものを挙げている。

公立学校（小・中学校）、高等学校（都道府県立）、給食センター、公民館、産業廃棄物処理施設、上水道施設、卸売市場、漁港施設、地方競馬場、都市公園、自然公園、下水道施設、下水道汚泥広域処理施設、警察施設、消防施設、行刑施設、国の機関の事務庁舎 等

●分野別の特例措置（国土交通省、環境省、文部科学省）

- ・港湾公共荷さばき施設等（コンテナ荷さばき施設）（国土交通省）
- ・一般廃棄物処理施設（環境省）
- ・国立大学法人の校舎（文部科学省）

（2）その他の支援措置

（１）及び（２）に掲げるもののほか、民間資金を多様な手段によって効率的、効果的に活用できることが PFI 事業の円滑な実施に資することに鑑み、NTT-C（民活型）、港湾特別会計、民間都市開発推進機構による無利子融資措置（ただし、NTT-C（民活型）及び民間都市開発推進機構によるものについては平成 17（2005）年度限りで廃止）や、日本政策投資銀行を通じた低利融資制度等が措置されている。

1-4-3 事業者選定方式

PFI 法では、「公共施設等の管理者等は、特定事業を実施する民間事業者を公募の方法等により選定するものとする。」（第 7 条第 1 項）と規定されており、公募を原則としている。また、同法第 4 条第 3 項第 2 号において、基本方針で配慮して定めるべき事項として「民間事業者の選定については、公開の競争により選定を行う等その過程の透明化を図るとともに、民間事業者の創意工夫を尊重すること。」と規定されており、基本方針「二 民間事業者の募集及び選定に関する基本的な事項」で、具体的な留意事項が示されているところである。

また、平成 17（2005）年の改正により新たに設けられた第 8 条第 2 項により、「公共施設等の管理者等は、前条第 1 項の民間事業者の選定を行うに当たっては、民間事業者の有する技術及び経営資源、その創意工夫等が十分に発揮され、低廉かつ良好なサービスが国民に対して提供されるよう、原則として価格及び国民に提供されるサービスの質その他の条件により評価を行うものとする。」と規定されたところであり、民間事業者の選定にあたっては、原則として価格その他の条件による評価とすることが明確に位置づけられた。

（1）総合評価一般競争入札方式

上記のとおり、今回の改正により、民間事業者の選定にあたっては、原則として価格その他の条件による評価とすることが明確に位置づけられた。

したがって、国の事業の場合、会計法第 29 条の 6 第 2 項、予算決算及び会計令第 91 条第 2 項が適用となる、いわゆる総合評価一般競争入札が原則となる。

総合評価一般競争入札は、予定価格の範囲内で申し込みをした者のうち、価格だけではなくその他の条件（維持管理・運営のサービス水準、技術力等）を総合的に勘案し、落札者を決定する方式であり、落札者を決定するための評価値の算定方法としては、価格以外

の要素による得点と価格要素による得点を加算する「加算方式」と、価格以外の要素による得点を価格で除算する「除算方式」が挙げられる。

国の事業の場合、予算決算及び会計令第91条第2項により、各省各庁の長が個別案件ごとに財務大臣と協議することとされているが、除算方式であれば個別協議は不要となっている。

一方、地方公共団体の事業については、地方自治法の規定が適用となるが、自治事務次官通知（自治画第67号平成12年3月29日）でも、地方自治法施行令第167条の10の2に基づく総合評価一般競争入札の活用を図ることと通知されている。

地方公共団体については、後ほど触れるとおり、同通知にも示されているが、随意契約に係わる地方自治法の規定の解釈について最高裁判決がでていることもあり、国とは異なる運用がなされている。

また、WTO 政府調達協定が適用となる事業については、同調達協定等により原則として一般競争入札で行うべきこととされていることから、総合評価一般競争入札で行われるのが一般である。このような事情から政府調達協定が適用となる国、都道府県、政令指定都市の事業は総合評価一般競争入札で行われている比率が高い（第2章 2-1-2(4)事業者選定方式、59 ページ 参照）。

（2）公募型プロポーザル方式（随意契約）

民間事業者の選定方式は、(1)にあるように一般競争入札方式によることが原則であるが、会計法令、地方自治法に規定する随意契約方式によることができる要件を充足する場合については、随意契約方式によることが可能である。地方公共団体の事業の場合、随意契約方式による場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当することを要するが、自治事務次官通知（自治画第67号平成12年3月29日）において、同条同項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」については、「普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合もこれにあたる」と解されているところであり（昭和62年3月20日最高裁第2小法廷判決参照）、PFI 契約についてもこれを踏まえて適切に判断するものであることとされている。なお、随意契約による場合でも、競争性の担保が必要であり、一般競争入札方式と同様に客観的な評価基準を設定することや、公共サービスの水準等についてやむを得ず定性的な評価基準を用いる場合でも、評価結果の数量化により客観性を確保することが必要とされている（PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン参照）。

このような背景のもと、地方公共団体においては、公募により提案（プロポーザル）を

つのり、優先交渉権者を選定し、当該者と随意契約により契約を締結するいわゆる公募型プロポーザル方式が、広く採用されている。

1-4-4 国等、地方公共団体の推進体制

国は、関係省庁間における連絡・調整を十分に行うとともに、地方公共団体等との連携を深め、PFI に関する普及・啓蒙活動を積極的に展開する等の具体的な支援を実施している。

内閣府は、PFI の促進に関するものの企画及び立案並びに総合調整に関すること等を行うため、PFI 推進室を設置している。また、その他の関係省庁では、公共施設等の管理者等として自ら PFI 事業の実施を行う一方、関連する地方公共団体等の PFI 事業実施においても助言等を行っている。

(1) PFI 推進委員会

PFI 推進委員会は、PFI 法第 21 条に基づき内閣府に設置された組織であり、PFI 事業の実施状況等について調査審議し、必要に応じ内閣総理大臣または国の行政機関の長に意見を述べるができるものとされている。具体的には、国の PFI 事業の促進及び総合調整、国民の PFI 事業に対する理解の促進、PFI 事業に係わる関係者の便宜のための情報提供、国の PFI 事業の総合調整を図る観点からの当該機関に対し適切な助言等の役割を担うものと基本方針に規定されている。

(2) 関係省庁連絡会議

関係省庁連絡会議は、PFI 法の制定を踏まえ、民間資金等の活用による公共施設等の整備等のより効果的な実施と関係省庁間の円滑な連携を図るため、平成 11（1999）年に設置されたものであり、内閣官房副長官補を議長とし、関係省庁の局長級職員で構成されている。

また、関係省庁連絡会議のもとに同幹事会が置かれている。同幹事会は、関係省庁の職員で議長の指名する官職にある者（課長級職員）が充てられている幹事により構成されている。

(3) 各省庁の窓口一覧

下記のように各省庁が窓口を設けている。

各 省 庁	T E L	F A X
内閣府民間資金等活用事業推進室	03-3581-9680	03-3581-9682
公正取引委員会事務総局官房総務課	03-3581-3574	03-3581-1963
警察庁長官官房会計課	03-3581-0141（代）	03-3581-0633
金融庁総務企画局総務課管理室	03-3506-6280	03-3506-6144
総務省自治行政局地域振興課	03-5253-5533	03-5253-5537
法務省大臣官房秘書課政策評価企画室	03-3592-7007	03-3592-7009
外務省大臣官房在外公館課	03-3580-3311（代）	03-5501-8122
財務省理財局国有財産企画課	03-3581-8790	03-5251-2130
文部科学省大臣官房政策課	03-5253-4111（代）	03-6734-3650
厚生労働省社会保障担当参事官室	03-3595-2159	03-3595-2158
農林水産省大臣官房企画評価課	03-3502-8111（代）	03-3592-7695
経済産業省経済産業政策局産業施設課	03-3501-1677	03-3501-6270
国土交通省総合政策局政策課 国土交通省 PFI 相談窓口	03-5253-8111（代）	03-5253-1548
環境省大臣官房政策評価広報課	03-5251-8326	03-3591-5939
防衛省経理装備局施設整備課	03-3268-3111（代）	03-5229-2132

（注）平成 18 年度末時点のもの。

(4) 地方公共団体の推進体制

PFI 事業を実施している地方公共団体には、各庁内で独自の推進体制を整えているものあり、また、地方公共団体によっては、PFI 推進における独自の基本方針やマニュアルを策定しているものもある。

都道府県	担 当 部 局	T E L	F A X
北海道	企画振興部地域振興・計画局計画室	011-204-5133	011-232-8924
青森県	総務部財産管理課	017-734-9125	017-734-8014
岩手県	総合政策室経営評価課	019-629-5186	019-629-5514
宮城県	総務部行政経営推進課	022-211-2239	022-211-2497
秋田県	知事公室総務課	018-860-1054	018-860-1056
山形県	総務部政策企画課	023-630-3137	023-624-2775
	総務部市町村課	023-630-2077	023-630-2130
福島県	企画調整部地域政策グループ	024-521-7119	024-521-7912
	総務部市町村領域市町村財政グループ	024-521-7059	024-521-7904
茨城県	総務部行財政改革・地方分権推進室	029-301-2211	029-301-2219
栃木県	経営管理部行政改革推進室	028-623-2225	028-623-2228
	総合政策部市町村課 管理担当	028-623-2113	028-623-3924
群馬県	総務局総務課行政改革グループ	027-226-2027	027-221-2209
	総務局市町村課行政グループ	027-226-2214	027-243-2205
埼玉県	総合政策部改革推進室	048-830-2140	048-830-4712
	総合政策部市町村課	048-830-2670	048-830-4739
千葉県	総合企画部企画調整課企画調査室	043-223-2206	043-225-4467
東京都	財務局経理部総務課	03-5388-2618	03-5388-1275
神奈川県	総務部財産管理課財産企画班	045-210-1111 (2514)	045-210-8811
	企画部市町村課企画班	045-210-3166	045-210-8822
新潟県	知事政策局行政改革推進室	025-280-5079	025-280-5075
富山県	知事政策室地域振興課	076-444-3949	076-444-4561
石川県	総務部行政経営課	076-225-1246	076-225-1244
福井県	総務部財産活用課	0776-20-0251	0776-20-0628
山梨県	企画部新行政システム課公共事業評価担当	055-223-1738	055-223-1320
	総務部市町村課	055-223-1423	055-223-1428
長野県	企画局企画課	026-235-7013	026-235-7471
岐阜県	県土整備部建設政策課	058-272-1111 (3646)	058-271-7680
静岡県	総務部企画監（管財担当）	054-221-2124	054-221-2854
愛知県	総務部総務課行政経営企画グループ	052-954-6077	052-954-6901
三重県	総務部経営総務室経営改善担当	059-224-2236	059-224-2125
	政策部市町行財政室行政グループ	059-224-2171	059-224-2219
滋賀県	政策調整部企画調整課	077-528-3313	077-528-4830
京都府	出納管理局府有資産活用課	075-414-5433	075-414-5450

都道府県	担 当 部 局	T E L	F A X
大阪府	総務部行政改革課	06-6941-0351 (2084)	06-6944-1702
	総務部市町村課	06-6941-0351 (3501)	06-6944-6099
兵庫県	企画管理部企画調整局新行政課	078-362-4041	078-362-9478
	企画管理部企画調整局市町振興課	078-362-3096	078-362-3907
奈良県	総務部行政経営課	0742-27-8357	0742-26-0457
和歌山県	企画部計画局企画総務課	073-441-2334	073-422-1812
	総務部総務管理局市町村課	073-441-2191	073-423-2427
鳥取県	企画部政策企画課	0857-26-7171	0857-26-7127
島根県	政策企画局政策企画監室	0852-22-5085	0852-22-6034
岡山県	総務部行政改革推進室	086-226-7216	086-224-6643
	企画振興部市町村課	086-226-7274	086-221-5394
広島県	総務部財務局財産管理室	082-513-2311	082-224-1235
山口県	総合政策部政策企画課	083-933-2516	083-933-2088
	地域振興部地域政策課	083-933-2546	083-933-2539
徳島県	企画総務部総合政策局	088-621-2116	088-621-2830
香川県	総務部人事・行革課	087-832-3044	087-806-0214
	政策部自治振興課	087-832-3100	087-831-4358
愛媛県	総務部新行政推進局行政システム改革課	089-941-2111 (4996)	089-932-2750
高知県	政策企画部企画調整課	088-823-9334	088-823-9255
福岡県	企画振興部企画調整課	092-643-3158	092-643-3160
	総務部地方課	092-643-3075	092-643-3078
佐賀県	農林水産商工本部農水商企画・経営グループ	0952-25-7251	0952-25-7290
	経営支援本部市町村課	0952-25-7023	0952-25-7261
長崎県	政策企画部政策企画課	095-895-2034	095-895-2540
熊本県	総務部行政経営課	096-333-2058	096-382-5687
大分県	企画振興部政策企画課	097-506-2031	097-506-1722
	総務部市町村振興課	097-506-2415	097-506-1721
宮崎県	総合政策本部総合政策課	0985-26-7115	0985-26-7331
鹿児島県	企画部企画課政策推進班	099-286-2349	099-286-5525
	総務部市町村課財務係	099-286-2231	099-286-5518
沖縄県	企画部企画調整課	098-866-2026	098-866-2351

(注) 平成 18 年度末時点のもの。